

琵琶湖・東京湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の
水域類型の指定について（告示改正の概要）

1. 琵琶湖に係る底層溶存酸素量の水質環境基準の指定に伴う告示改正について

(1) 平成 21 年 3 月環境省告示第 14 号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水質環境基準の指定に関する件）について、告示別表として、第 2 を以下のとおり追加する。

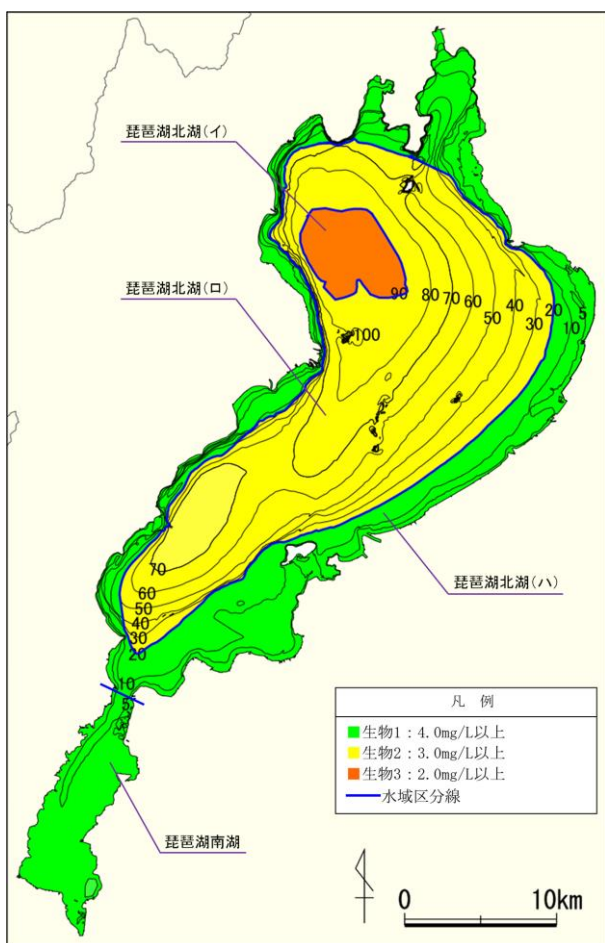
別表第 2（告示別表 2 の 1 の (2) のエ関係）

政令別表の二に掲げる水域	水 域	該当類型	指定日
1 淀川水系の琵琶湖	琵琶湖北湖（イ） （別記 1 の水域）	生物 3	令和 3 年 12 月 28 日
	琵琶湖北湖（ロ） （別記 2 の水域）	生物 2	令和 3 年 12 月 28 日
	琵琶湖北湖（ハ） （別記 3 の水域）	生物 1	令和 3 年 12 月 28 日
	琵琶湖南湖 （別記 4 の水域）	生物 1	令和 3 年 12 月 28 日

(注) (略)

(別記) (略)

(2) その他 上記 (1) に付帯する変更。



2. 東京湾に係る底層溶存酸素量の水域類型の指定に伴う告示改正について

(1) 平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号（海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水
域類型の指定に関する件）について、告示別表として、第 6 を以下のとおり追加する。

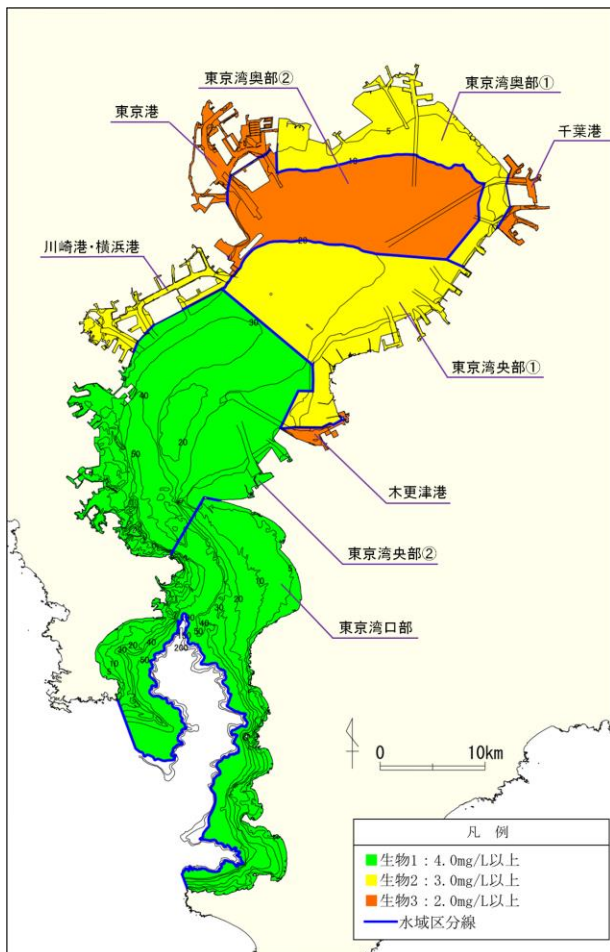
別表第 6（告示別表 2 の 2 のエ関係）

政令別表の二 に掲げる水域	水 域	該当類型	指定日
1 館山市洲 埼から三 浦市剣埼 まで引い た線及び 陸岸によ り囲まれ た海城京 湾（東京 湾）	東京港 （別記 1 の水域）	生物 3	令和 3 年 12 月 28 日
	川崎港・横浜港 （別記 2 の水域）	生物 2	令和 3 年 12 月 28 日
	千葉港 （別記 3 の水域）	生物 3	令和 3 年 12 月 28 日
	木更津港 （別記 4 の水域）	生物 3	令和 3 年 12 月 28 日
	東京湾奥部① （別記 5 の水域）	生物 2	令和 3 年 12 月 28 日
	東京湾奥部② （別記 6 の水域）	生物 3	令和 3 年 12 月 28 日
	東京湾中部① （別記 7 の水域）	生物 2	令和 3 年 12 月 28 日
	東京湾中部② （別記 8 の水域）	生物 1	令和 3 年 12 月 28 日
	東京湾口部 （別記 9 の水域）	生物 1	令和 3 年 12 月 28 日

(注) (略)

(別記) (略)

(2) その他 上記 (1) に付帯する変更。



【参考】

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表2（抜粋）

1 河川

- (2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

エ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/l 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/l 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2 海域

エ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/l 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/l 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。